

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第50期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
【会社名】	株式会社ルック
【英訳名】	LOOK INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牧 武彦
【本店の所在の場所】	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号
【電話番号】	03(3794)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 経営企画室長兼経理担当兼事業推進部担当 高山 英二
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号
【電話番号】	03(3794)9332
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 経営企画室長兼経理担当兼事業推進部担当 高山 英二
【縦覧に供する場所】	株式会社ルック大阪支店 (大阪府大阪市西区川口2丁目2番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第50期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第49期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高 (百万円)	7,646	8,330	30,741
経常利益 (百万円)	304	352	242
四半期(当期)純利益 (百万円)	254	144	43
純資産額 (百万円)	11,081	10,820	10,429
総資産額 (百万円)	19,593	20,129	18,957
1株当たり純資産額 (円)	312.15	307.23	296.37
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	7.43	4.23	1.26
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	54.5	52.2	53.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	470	267	423
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	248	342	1,347
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	0	3	42
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	3,181	1,904	1,917
従業員数 (人)	1,262	1,688	1,682

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループは、株式会社ルックモードを設立し、平成23年2月1日より、当社から移管した生産及びOEM事業を含めて、新たな事業として開始いたしました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株ルックモード	東京都目黒区	50	生産及び OEM事業	100.0	当社及び連結子 会社の生産業務 の委託。 役員の兼任1名

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	1,688 (569)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除く)であります。()内は臨時雇用者数の当第1四半期連結会計期間の平均人員であり、外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	918 (520)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であります。()内は臨時雇用者数の当第1四半期会計期間の平均人員であり、外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
アパレル関連事業		
日本 (百万円)	455	-
韓国 (百万円)	506	-
その他海外 (百万円)	16	-
生産及びOEM事業 (百万円)	720	-
物流事業 (百万円)	-	-
合計 (百万円)	1,698	-

- (注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の他に商品仕入が3,122百万円あります。

(2) 受注状況

当社グループは主に見込生産を行っており、婦人服生産の一部のみ受注生産を行っておりますが、全体に占める割合が僅少であるため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
アパレル関連事業		
日本 (百万円)	6,672	-
韓国 (百万円)	1,371	-
その他海外 (百万円)	100	-
生産及びOEM事業 (百万円)	181	-
物流事業 (百万円)	4	-
合計 (百万円)	8,330	-

- (注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績に関する分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、輸出や設備投資の持ち直しを背景に企業収益に改善がみられたものの、雇用情勢の悪化懸念は依然残っており、また、今般の東日本大震災の影響により経済活動が急速に落ち込み、景気の先行きについて不透明感が大きく増すなど、厳しい状況で推移いたしました。
当アパレル業界におきましても、震災の影響やこれに伴う消費者心理の悪化等が懸念されることから、先行きについては不透明な状況で推移しております。
このような状況の中、当社グループは、引き続き基幹の百貨店ブランドの収益拡大に注力する一方、フランスのパレエシューズブランド「レペット」を百貨店やファッションビルへ新たに展開するなど、経営資源の集中化と収益力向上への取組みを積極的に推し進めてまいりました。
これらの結果、当社グループの当第1四半期連結会計期間の売上高は83億3千万円（前年同期比8.9%増）、営業利益は3億2千万円（前年同期比9.9%増）、経常利益は3億5千2百万円（前年同期比15.6%増）、特別損失として資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額1億2千5百万円の計上などにより四半期純利益は1億4千4百万円（前年同期比43.0%減）となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

なお、当社グループは、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、1月から3月上旬までは正価販売、バーゲン販売共堅調に推移し、増収となりましたが、震災後は、東北地方、関東地方においては、店舗の臨時休業や営業時間の短縮、また、消費者の購買意欲の低下などもあり、3月は減収で終了いたしました。そのような状況の中、「マリメッコ」、「イルピゾンテ」などの生活雑貨ブランドや、戦略ブランド「トリーパーチ」については、被災地以外の店舗の売上が予定を上回り、3月も増収を確保いたしました。加えて、当第1四半期より販売を開始いたしましたフランスのパレエシューズブランド「レペット」の増収要因もあり、当第1四半期連結会計期間の売上高は66億7千9百万円、営業利益は2億3千9百万円となりました。

「韓国」につきましては、主販路である百貨店市場が好調に推移し、主力ブランド群が予定を上回り増収を確保いたしました。加えて、昨年秋より販売を開始いたしました生活雑貨ブランド「マリメッコ」、当第1四半期より販売を開始いたしましたフランスのスニーカーを中心としたブランド「パトゥガス」の増収要因もあり、当第1四半期連結会計期間の売上高は13億7千9百万円、営業利益は4千5百万円となりました。

「その他海外」（香港・中国）につきましては、香港においては、直営店の移設等により販売の規模を縮小いたしました。中国本土からの購買客が増加したことなどにより、売上高は前年並となりました。しかしながら、為替レートの変動により円換算では減収となりました。中国においては、都市部を中心に百貨店への出店を拡大し増収となりました。これらにより、当第1四半期連結会計期間の売上高は1億円、営業利益は1百万円となりました。

(生産及びOEM事業)

「生産及びOEM事業」につきましては、当第1四半期に設立された株式会社ルックモードが、2月1日より当社から移管されました生産及びOEM事業を含めて、新たな事業として開始いたしました。当社グループ外の新たな取引先の生産も開始し、当第1四半期連結会計期間の売上高は7億5千2百万円、営業損失1千1百万円となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、当社グループの新規ブランド導入による取扱高の増加により、当第1四半期連結会計期間の売上高は2億4千3百万円、営業利益は2千2百万円となりました。

(2) 財政状態に関する分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、受取手形及び売掛金、商品及び製品の増加などにより、前連結会計年度末に比べ11億7千2百万円増加し、201億2千9百万円となりました。

負債は、支払手形及び買掛金、資産除去債務の増加などにより前連結会計年度末に比べ7億8千1百万円増加し、93億9百万円となりました。

純資産につきましては、為替換算調整勘定の増加などにより前連結会計年度末に比べ3億9千万円増加し、108億2千万円となりました。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の53.5%から52.2%に減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況に関する分析

当第1四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益は1億9千5百万円となり、増加要因として、仕入債務の増加4億1千2百万円、未払消費税等の増加1億7千7百万円、賞与引当金の増加1億6千6百万円、減少要因として、たな卸資産の増加6億4千9百万円などにより、2億6千7百万円の収入となりました。なお、前年同期と比べて7億3千7百万円の収入増となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出1億9千7百万円、定期預金の預入による支出1億5百万円などにより、3億4千2百万円の支出となりました。なお、前年同期と比べて9千4百万円の支出増となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、ファイナンス・リース債務の返済による支出2百万円などにより、3百万円の支出となりました。なお、前年同期と比べて2百万円の支出増となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の期末残高は、上記のキャッシュ・フローに現金及び現金同等物に係る換算差額6千5百万円を加え、前連結会計年度末に比べ1千2百万円減少し、19億4百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義。」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、昭和37年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に迅速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続してすすめてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行いまは行おうとする者に対して、当該買付等を行いまは行おうとする者が実施しようとする大量買付等に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を平成19年8月7日開催の当社取締役会の決議をもって同日付で導入し、公表しております。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、上記に記載した基本方針に沿って改定されるものであり、平成23年3月30日開催の当社第49回定時株主総会において本プランの更新に関する議案について決議がなされ、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa.またはb.に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有者割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(ハ) 「本必要情報」の提供

「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

その概要は以下のとおりであります。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
- b. 大規模買付等の目的、方法および内容
- c. 大規模買付等の対価の算定の根拠
- d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
- e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約等

- f . 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要
- g . 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定の有無、その理由および内容
- h . 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針等
- i . 大規模買付等の後における当社の従業員、その他利害関係者の処遇等の方針
- j . 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

(二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、以下の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- a . 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b . その他の大規模買付等の場合には最長90日間

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(ホ) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保とするため、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(ヘ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動に関して株主の皆様に判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

上記の取り組みが、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記の取り組みが上記の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

株主意思を重視するものであること

当社は、冒頭に記載しましたとおり、平成19年8月7日開催の当社の取締役会において、本プランの導入を決議いたしました。本プランの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成23年3月30日開催の第49回定時株主総会において本プランの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。

本プランの有効期間は、平成23年3月30日開催の当社第49回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、

(イ) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、

または

(ロ) 当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、本プランの更新および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様のご意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様のご意思に依拠することとなります。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様にご開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,932,067	34,932,067	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数1,000株
計	34,932,067	34,932,067		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月30日 (注)		34,932,067		5,769	1,974	1,059

(注) 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

平成23年4月18日付の大量保有報告書の変更報告書の内容 (平成23年4月11日現在)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式 372,203	1.07
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 1,207,000	3.46
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 88,000	0.25
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	株式 97,000	0.28

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 709,000	-	権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,944,000	33,944	同上
単元未満株式	普通株式 279,067	-	同上
発行済株式総数	34,932,067	-	-
総株主の議決権	-	33,944	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式9株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ルック	東京都目黒区中目黒2丁目 7番7号	709,000	-	709,000	2.03
計	-	709,000	-	709,000	2.03

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	163	159	153
最低(円)	133	135	60

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,011	1,917
受取手形及び売掛金	4,104	3,959
商品及び製品	5,538	4,898
仕掛品	386	329
原材料及び貯蔵品	172	149
繰延税金資産	171	174
その他	453	444
貸倒引当金	45	51
流動資産合計	12,794	11,822
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,391	1,231
土地	1,474	1,459
その他(純額)	718	676
有形固定資産合計	3,584	3,367
無形固定資産		
のれん	102	108
その他	68	70
無形固定資産合計	171	179
投資その他の資産		
投資有価証券	2,141	2,201
敷金	1,300	1,249
その他	259	263
貸倒引当金	121	126
投資その他の資産合計	3,580	3,587
固定資産合計	7,335	7,135
資産合計	20,129	18,957

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,888	3,448
短期借入金	1,000	1,000
未払金	185	122
未払費用	1,063	1,044
未払法人税等	32	53
未払消費税等	160	3
返品調整引当金	63	80
賞与引当金	266	99
資産除去債務	27	-
その他	213	424
流動負債合計	6,902	6,276
固定負債		
繰延税金負債	254	301
退職給付引当金	1,868	1,837
役員退職慰労引当金	18	10
環境対策引当金	4	4
資産除去債務	158	-
その他	102	97
固定負債合計	2,407	2,251
負債合計	9,309	8,528
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,769	5,769
資本剰余金	1,059	3,034
利益剰余金	4,821	2,701
自己株式	284	284
株主資本合計	11,365	11,221
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	622	647
繰延ヘッジ損益	16	45
為替換算調整勘定	1,458	1,679
評価・換算差額等合計	852	1,078
少数株主持分	306	286
純資産合計	10,820	10,429
負債純資産合計	20,129	18,957

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	7,646	8,330
売上原価	4,061	4,362
売上総利益	3,585	3,967
販売費及び一般管理費	¹ 3,293	¹ 3,647
営業利益	291	320
営業外収益		
受取利息	8	7
クーポンスワップ評価益	10	10
その他	25	32
営業外収益合計	43	51
営業外費用		
支払利息	3	3
為替差損	21	3
その他	5	11
営業外費用合計	30	18
経常利益	304	352
特別利益		
投資有価証券売却益	30	-
固定資産売却益	1	-
貸倒引当金戻入額	8	7
特別利益合計	39	7
特別損失		
減損損失	² 5	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	125
災害による損失	-	² 16
災害見舞金等	-	³ 22
特別損失合計	5	164
税金等調整前四半期純利益	339	195
法人税等	21	44
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	61	-
少数株主損益調整前四半期純利益	-	151
少数株主利益	1	6
四半期純利益	254	144

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	339	195
減価償却費	134	149
減損損失	5	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	8	11
賞与引当金の増減額(は減少)	125	166
返品調整引当金の増減額(は減少)	6	17
退職給付引当金の増減額(は減少)	21	30
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	31	7
受取利息及び受取配当金	8	7
支払利息	3	3
固定資産除却損	0	1
投資有価証券売却損益(は益)	30	-
為替差損益(は益)	7	14
固定資産売却損益(は益)	1	-
売上債権の増減額(は増加)	446	76
たな卸資産の増減額(は増加)	447	649
仕入債務の増減額(は減少)	2	412
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	125
未払退職特別加算金の増減額(は減少)	58	27
未払費用の増減額(は減少)	96	1
未払消費税等の増減額(は減少)	191	177
その他	31	150
小計	342	317
利息及び配当金の受取額	5	7
利息の支払額	4	4
法人税等の支払額	127	53
営業活動によるキャッシュ・フロー	470	267

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	90	105
有形固定資産の取得による支出	281	197
有形固定資産の売却による収入	2	1
投資有価証券の取得による支出	3	0
投資有価証券の売却による収入	102	-
貸付けによる支出	8	3
貸付金の回収による収入	5	4
差入保証金の回収による収入	67	-
敷金の差入による支出	45	62
敷金の回収による収入	3	22
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	248	342
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	2
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	3
現金及び現金同等物に係る換算差額	48	65
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	670	12
現金及び現金同等物の期首残高	3,851	1,917
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,181	1,904

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、株式会社ルックモードを設立し、生産及びOEM事業を開始したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 7社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益がそれぞれ8百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が133百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は178百万円であります。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しています。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。 棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
4. 固定資産の減損兆候の把握方法	減損の兆候の把握にあたっては、資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定や、経営環境の著しい悪化に該当する事象が発生した場合には、減損の兆候を把握する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
税金費用の計算	一部の海外連結子会社において、税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、5,224百万円であり ます。	有形固定資産の減価償却累計額は、5,158百万円であり ます。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)																																						
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>289百万円</td></tr> <tr><td>従業員給料及び賞与一時金</td><td>1,198百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>102百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>323百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>129百万円</td></tr> </table> <p>2 減損損失の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県相模原市、他</td> <td>事業用資産</td> <td>建物及び構築物及び その他(工具、器具及び備品)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。 上記資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。</p>	広告宣伝費	289百万円	従業員給料及び賞与一時金	1,198百万円	賞与引当金繰入額	102百万円	退職給付費用	37百万円	役員退職慰労引当金繰入額	4百万円	貸倒引当金繰入額	3百万円	賃借料	323百万円	減価償却費	129百万円	場所	用途	種類	神奈川県相模原市、他	事業用資産	建物及び構築物及び その他(工具、器具及び備品)	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>354百万円</td></tr> <tr><td>従業員給料及び賞与一時金</td><td>1,231百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>143百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>52百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>449百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>144百万円</td></tr> </table> <p>2 災害による損失の内容</p> <p>東日本大震災により被災した協力工場での原材料、仕掛品の消失、売場設備の修繕費等の費用であります。</p> <p>3 災害見舞金等の内容</p> <p>東日本大震災により被災した地域への支援物資、見舞金等の費用であります。</p>	広告宣伝費	354百万円	従業員給料及び賞与一時金	1,231百万円	賞与引当金繰入額	143百万円	退職給付費用	52百万円	役員退職慰労引当金繰入額	5百万円	貸倒引当金繰入額	0百万円	賃借料	449百万円	減価償却費	144百万円
広告宣伝費	289百万円																																						
従業員給料及び賞与一時金	1,198百万円																																						
賞与引当金繰入額	102百万円																																						
退職給付費用	37百万円																																						
役員退職慰労引当金繰入額	4百万円																																						
貸倒引当金繰入額	3百万円																																						
賃借料	323百万円																																						
減価償却費	129百万円																																						
場所	用途	種類																																					
神奈川県相模原市、他	事業用資産	建物及び構築物及び その他(工具、器具及び備品)																																					
広告宣伝費	354百万円																																						
従業員給料及び賞与一時金	1,231百万円																																						
賞与引当金繰入額	143百万円																																						
退職給付費用	52百万円																																						
役員退職慰労引当金繰入額	5百万円																																						
貸倒引当金繰入額	0百万円																																						
賃借料	449百万円																																						
減価償却費	144百万円																																						

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 3,274	現金及び預金勘定 2,011
預入期間が3か月を超える定期預金 92	預入期間が3か月を超える定期預金 107
現金及び現金同等物 3,181	現金及び現金同等物 1,904

<p>前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)</p>	<p>当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)</p> <p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第1四半期連結会計期間末において有形固定資産の建物及び構築物が53百万円、有形固定資産のその他が0百万円、流動負債の資産除去債務が26百万円、固定負債の資産除去債務が158百万円増加しております。</p>
--	--

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 34,932,067株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 712,540株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成23年2月25日開催の取締役会において、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分についての議案を平成23年3月30日開催の当社第49回定時株主総会に付議することについて決議し、同株主総会にて決議されました。

1. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損をてん補を行うことにより今後の機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

2. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の要領

(1) 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金 3,034,466,789円のうち 1,974,660,116円を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金の額1,974,660,116円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損をてん補するものです。

3. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成23年2月25日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成23年3月30日 |
| (3) 効力発生日 | 平成23年3月30日 |

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める「衣料品等繊維製品事業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	韓国 (百万円)	香港 (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,219	1,329	49	47	7,646	-	7,646
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	6	21	-	-	28	(28)	-
計	6,226	1,351	49	47	7,674	(28)	7,646
営業利益又は 営業損失()	280	1	7	3	285	5	291

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	韓国	香港	中国	その他	計
海外売上高(百万円)	1,318	49	47	11	1,426
連結売上高(百万円)					7,646
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	17.2	0.7	0.6	0.2	18.7

(注) 1. 「その他」に属する国又は地域はフランスであります。

2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(海外売上高区分の方法の変更)

海外売上高区分の方法について、従来、「韓国」、「香港」及び「その他」の3区分としておりましたが、前第2四半期連結会計期間より、中国の現地法人である上海聖路加商貿有限公司(現 洛格(上海)商貿有限公司)を子会社化したため、海外売上高区分を「韓国」、「香港」及び「その他」と新たに「中国」を加えた4区分とすることに致しました。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、アパレル及びその関連商品の企画・生産・販売を事業としており、アパレル関連事業については、国内においては当社及び国内の連結子会社2社が、海外においては海外の連結子会社3社が事業活動を行っております。生産及びOEM事業については、当社グループ会社及びグループ外のアパレル関連商品の生産、OEMを行っており、国内の連結子会社1社が事業活動を行っております。また物流事業については、当社グループ会社のアパレル関連商品の入出荷及び保管業務を行っており、国内の連結子会社1社が事業活動を行っております。アパレル関連事業については、地域ごとに国内、韓国、香港、中国に事業拠点を置き、それぞれ各ブランドの包括的な戦略を立案し事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、アパレル関連事業については、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「韓国」、「その他海外」（香港・中国）の3つを報告セグメントとして、それ以外に「生産及びOEM事業」、「物流事業」を合わせ、合計5つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成23年1月1日 至平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	アパレル関連事業				生産及びOEM事業 (注)3	物流事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
	日本	韓国	その他海外	計					
売上高									
外部顧客への売上高	6,672	1,371	100	8,144	181	4	8,330	-	8,330
セグメント間の内部売上高又は振替高	7	8	-	15	570	238	824	824	-
計	6,679	1,379	100	8,159	752	243	9,154	824	8,330
セグメント利益又は損失()	239	45	1	286	11	22	297	22	320

(注)1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 生産及びOEM事業は、当第1四半期連結累計期間に設立された株式会社ルックモードにより、平成23年2月1日より当社から移管した生産及びOEM事業を含めて、新たな事業として開始いたしました。

【関連情報】

地域ごとの情報

売上高

当第1四半期連結累計期間（自平成23年1月1日 至平成23年3月31日）

（単位：百万円）

日本	韓国	香港	中国	合計
6,857	1,371	44	56	8,330

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	307.23円	1株当たり純資産額	296.37円

2. 1株当たり四半期純利益等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	7.43円	1株当たり四半期純利益	4.23円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	254	144
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	254	144
期中平均株式数(株)	34,230,075	34,221,146

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月7日

株式会社ルック
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹原 玄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルックの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ルック及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月12日

株式会社ルック
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹原 玄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルックの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ルック及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。